

みんなでささえる

国民健康保険



●納期までに納めましょう

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)で負担すべき医療費から、国や県の補助金などの歳入を見込んだ残りの額を医療分、後期高齢者支援金分と介護分の所得割額、資産割額、均等割額と平等割額に分けて税率を定めています。

このうち、医療分と後期高齢者支援金分の所得割額は世帯の国保加入者の前年分の総所得金額を、介護分は40歳から64歳までの人第2号被保険者の前年分の総所得金額を基に算定しています。

7月の通知額は、確定した年

税額から仮算定(4月から6月まで)です。課税した税額を差し引いたもので、その差額を7月以降の納期に分けて納めていただくことになります。

納税通知書は、4期から12期までの9期分をまとめて通知します。各納期限までに納めてください。

●国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

●納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が発

送され、それでも納めないでいると通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されます。

納期限から1年を過ぎると保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

納期限から1年6カ月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

その後も納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます(災害や事業の廃止など特別な事情がある場合は除く)。分割納付などもできますので、滞納のままにせず納付方法についてご相談ください。

●国保税の軽減

非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者)は、申告により国保税が軽減されますので、忘れずに申告をしてください。

●納付方法の変更

現在、特別徴収年金天引きの世帯は、申請により特別徴収から口座振替に納付方法を変更することができます。

●医療費を大切に

国保の医療分は、皆さんが納める国保税や医療機関の窓口で支払う一部負担金、国の補助金

などで賄われています。

医療機関などへの国保からの医療費の支払額がそのまま税額に反映しますので、医療費を大切に使いましょう。特定健診を忘れずに受診するなど、健康管理に注意してください。

●課税限度額が改正されました

地方税法施行令の一部改正により、課税限度額の医療分が52万円から54万円に、後期高齢者支援金分が17万円から19万円にそれぞれ改正されました。

●ジェネリック医薬品の利用にご協力を

ジェネリック医薬品は、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同じと認められている後発医薬品のことです。自己負担も軽くなりますので医師や薬剤師と相談の上、利用にご協力をお願いします。

問い合わせ

市民課国保年金係
☎内線3131、白沢支所生活係☎内線33、利根支所生活係☎内線40へ

国保税額=所得割額+資産割額+均等割額+平等割額の合計

区 分		税 率		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	5.9%	1.8%	1.4%
資産割額	世帯内の加入者の資産(土地・家屋)に応じて計算	21.0%	6.8%	6.7%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	23,200円	7,200円	9,300円
平等割額	1世帯につきいくらと計算	21,800円	7,000円	5,600円
課税限度額	保険税額が課税限度額を超えた場合は、限度額に抑えられます	54万円	19万円	16万円

※介護分については、40歳から64歳まで(介護保険第2号被保険者)の人が納めます

8月1日(月)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

新しい保険証の郵送

新しい保険証は青色です。緑色の封筒に入れて、7月15日(金)に郵送します。郵送を希望しない人は市民課窓口で交付しますので、7月13日(水)までに連絡してください。保険証の有効期間は、8月1日から来年7月31日までです。保険証には、被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合(1割、または3割)が記載されています。

8月から医療機関などで受診するときは、新しい保険証を窓口に提示してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請手続きの省略について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)は、有効期限が7月31日(日)までとなっています。

次の2つの条件を満たす人には申請手続きを省略し、8月1日(月)から使用できる「減額認定証」を新しい保険証に同封しま

す。

① 昨年8月1日以降に「減額認定証」の交付を受け、現在も該当している人

② 本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。一時的に納付が困難な場合は、分割納付などもできますのでご相談ください。

臓器提供意思表示と保護シール

被保険者証裏面に臓器提供の意思の有無が記載できます。記入された情報を保護するためのシールを窓口で配布しています。※臓器提供意思表示欄への記入は任意です

問い合わせ

市民課国保年金係
☎内線3132、白沢支所生活係☎内線33、利根支所生活係☎内線40へ

国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者の皆さんへ 限度額適用認定証をご利用ください

限度額適用認定証を医療機関に提示することで、入院や外来診療などで医療費が高額となっても支払額を自己負担限度額までにとどめることができます(世帯の所得によっては、入院時の食事代が減額になる場合もあります)。

限度額適用認定証を提示しなくても申請により自己負担限度額を超えた額は払い戻されますが、窓口での一時的な支払いが大きな負担となります。高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

対象 ①70歳未満の国民健康保険加入者②70歳以上の国民健康保険加入者で本年度の市民税が非課税の世帯に属する人③後期高齢者医療保険加入者で本年度の市民税が非課税の世帯に属する人

※市民税課税世帯に属する70歳以上の人は国民健康保険の高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので限度額適用認定証の申請は必要ありません

※国保税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には原則として交付できません

申請窓口 市民課国保年金係、白沢・利根支所生活係

必要な物 申請する人の保険証/印鑑(国民健康保険加入者は世帯主、後期高齢者医療保険加入者は本人の物)/マイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証(国民健康保険加入者は世帯主と本人、後期高齢者医療保険加入者は本人のマイナンバーが必要になります)

限度額適用認定証の更新 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(日)です。国民健康保険加入者で限度額適用認定証を継続利用する人は、申請が必要となります。必要な物を持参し申請窓口へお越しください

問い合わせ 市民課国保年金係☎内線3134、白沢支所生活係☎内線33、利根支所生活係☎内線40へ

●70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額

申請		所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費(1食当たり)
必要有り	課税	上位所得者 ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円※2]	360円
		イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円※2]	
		ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円※2]	
		エ	57,600円 [44,400円※2]	
	非課税	オ	35,400円 [24,600円※2]	210円※3

●70歳から74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額

申請		所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
必要無し	課税	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円※2]	360円
		一般	12,000円	44,400円	
	非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円※3
		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください
※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額
※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます